

令和4年度 地域生活支援拠点等に係る情報交換会

大阪市の「体験の機会・場」機能の整備における
障がい者支援施設からの地域移行に関する取組み

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

令和4年10月13日

体験の機会・場の機能について

1 一人暮らし体験支援事業

- 在宅において親等の介護者と同居して生活している障がいのある方が、一人暮らしを希望する場合に、その体験の機会を提供し、親元等からの円滑な自立の促進を図る
- 障がい者基幹相談支援センターが確保する場所などを活用し、計画的な体験的な宿泊（6か月の間に2泊3日程度の体験を5回程度）の支援等を行う

2 施設入所者地域生活移行促進事業

- 障がい者支援施設に入所している方が地域生活への移行を検討する際に、計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供することにより地域移行の促進を図る
- 計画的な外出（1か月あたり20時間程度・6か月間）を通じて、退所後の地域生活の具体的なイメージづくりを支援し、地域移行支援の申請につなげる

施設入所者地域生活移行促進事業

背景

- 施設入所期間が長期化（10年以上：69.8%）
- 障がい福祉計画において施設入所者の地域移行推進を目標に掲げるが、成果目標が未達成

地域移行者数	成果目標	実績
第5期計画	154人	132人

【これまでの取組】

- ・平成30年度・令和元年度 入所施設との顔の見える関係づくり（施設・基幹・福祉局）
- ・令和2年度 市内の入所施設に調査実施 8割の施設から「地域移行を検討したことがある入所者がいる」と回答があったが、地域移行は進んでいない

課題

- 施設入所者等に対して地域移行支援（法定給付）があるものの、申請に至る前の地域生活がイメージできるような仕組みがない
- 入所施設との「顔の見える関係づくり」を構築する中で、施設側からは「入所者が地域移行を希望した際の体験的な外出の機会を提供するような仕組みが無い」との声があった

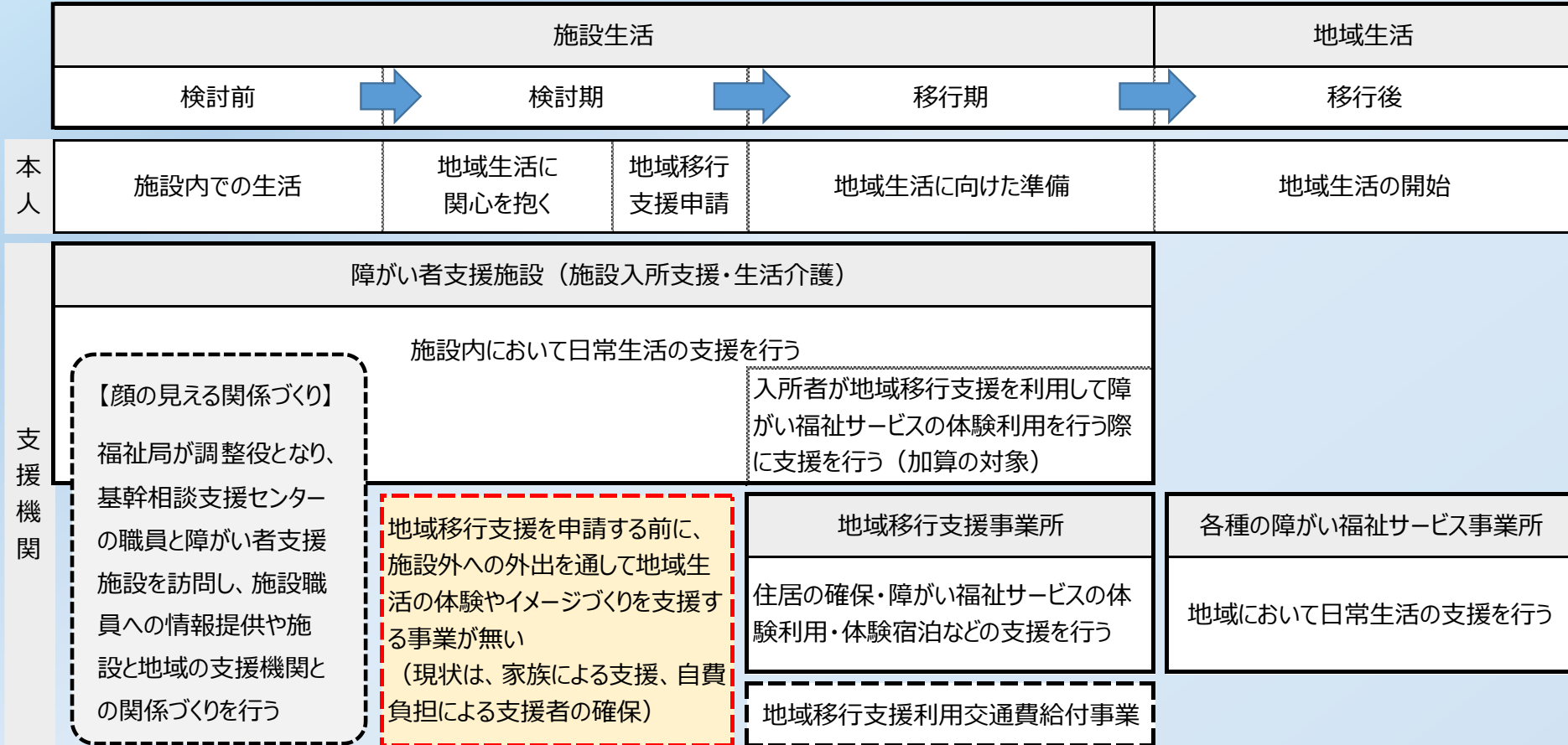
地域移行が可能と思う対象者がいたとしても

- 【本人・家族】地域生活のイメージをつかめない
- 【施設職員】個別に外出支援を行うことが困難

大阪市障がい者等基礎調査（令和元年度／入所施設管理者）で、地域移行を進めるうえでの課題として「施設利用者の意識付け（地域生活に関するイメージづくりなど）」との回答が33.9%

施設入所者地域生活移行促進事業

入所施設からの地域移行における支援体制（イメージ図）



退所後の地域生活の具体的なイメージづくりを支援する機能の整備が必要

大阪市施設入所者地域生活移行促進事業実施要綱 骨子

項目	内容	備考
1 目的	計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供し、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図る	
2 実施事業者	障がい者相談支援事業の委託を行った者であって、市長が適切に本事業を運営することができると認める者に委託	各区障がい者基幹相談支援センター
3 利用者	本市において施設入所支援の支給決定を受けて、指定障がい者支援施設に入所している者であって、地域生活への移行検討を希望する者	
4 事業内容	1 地域生活の体験に係るプログラム策定及び調整等 障がい状況の把握、具体的なプログラムの策定、指定一般相談支援事業所等との連絡調整等 2 地域生活の体験に係る支援等 体験先の紹介、外出時の同行等地域生活の体験を実施するに当たり必要となる介助・付添いによる見守り等 3 地域生活の体験に係る取組の検証等 支援内容の総括、今後の取組の検討等	業務委託料 ○1及び3の実施 9,000円/回 ○2の支援 2,500円/時間
5 利用期間等	原則6か月間、計画的な外出支援（1か月あたり20時間程度）を実施 利用期間等を超える支援を要する場合は、福祉局障がい福祉課と協議を行い、本事業継続の適否を判断	外出日数 24時間/月 上限

ご清聴ありがとうございました。
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。